

○新見市個人情報保護条例

平成17年3月31日

条例第24号

改正 平成20年3月24日条例第2号

平成27年9月29日条例第38号

平成28年3月23日条例第2号

平成29年3月21日条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適切な取扱い（第6条—第11条）
- 第3章 個人情報の開示請求等（第12条—第18条の2）
- 第4章 審査請求（第19条—第20条の2）
- 第5章 新見市個人情報保護制度運営審議会（第21条）
- 第6章 補則（第22条—第27条）
- 第7章 罰則（第28条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、市及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 公文書 新見市情報公開条例（平成17年新見市条例第23号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- （3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会、市が設立した地方独立行政法人及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するものをいう。
- （4） 保有個人情報 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されてい

るものをいう。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次の掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、個人情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業の実施に当たって個人情報の収集、保管及び利用（以下「保管等」という。）をするときは、個人情報の重要性を認識し、個人の基本的な人権を不当に侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人の基本的な人権の重要性を認識し、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

## 第2章 個人情報の適切な取扱い

（保管等の一般的規制）

第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条及び第24条において同じ。）の保管等をしようとするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条、宗教等に関する個人情報及び個人の人格的利益を侵害するおそれがある個人情報を保管等してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 実施機関が新見市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、明らかに正当な行政執行の範囲内であると認めたとき。

(保管等の開始手続)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 業務の名称及び内容
- (2) 個人情報の収集目的
- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録した業務（以下「登録業務」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録をしなければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務が開始され、又は変更されたとき以後、登録をしなければならない。

4 実施機関は、登録業務を廃止したときは、保管している当該個人情報を確実に廃棄し、登録の抹消をしなければならない。

5 実施機関は、前各項の登録又は登録の抹消をしたときは、速やかに新見市個人情報保護制度運営審議会に報告するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(収集の規制)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、業務の内容、収集目的等を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令又は他の条例の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版又は報道により既に公にされているとき。
- (4) 緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が新見市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号及び第5号の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。

4 本人又はその代理人が法令、他の条例又は規則の規定に基づき実施機関に対し申請その他これに類する行為を行う場合については、第1項による収集がなされたものとみなす。

(目的外利用及び外部提供の規制)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の記録を利用してはならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は本市の正当な行政執行に関連があ

るとき。

(2) 目的外に利用をする個人情報が見本市情報公開条例第9条第2号ただし書に該当するとき。

(3) 目的外に利用をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が見本市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。

(1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は国若しくは他の地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるとき。

(2) 外部に提供する保有個人情報が見本市情報公開条例第9条第2号ただし書に該当するとき。

(3) 外部に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が見本市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、第1項第4号の規定による利用及び前項第4号の規定による提供をしたときは、規則で定める場合を除き、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の規制)

第9条の2 実施機関は、登録業務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を当該実施機関自ら利用することができる。

(保有特定個人情報の外部提供の規制)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関を超えて保有特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器と通信回線を用いて結合し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定めがある場合

(2) 見本市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、適正な維持管理を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の改ざん、破壊、滅失、不当な流通その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (4) 不必要となった個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を定め、個人情報の保管等について適正な管理に当たらせるものとする。

### 第3章 個人情報の開示請求等

(開示請求)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下第29条及び第31条を除き同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）その他本人と特別の関係にあると実施機関が認める者（以下これらを「特別利害関係人」という。）は、本人に代わって開示請求することができる。

3 実施機関は、前2項の請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができないもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの
- (3) 開示請求をした者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている保有個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (4) 新見市情報公開条例第9条第5号、第6号及び第7号に規定するものその他公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が新見市個人情報保護不服審査会の意見を聴いて開示しないことが必要と認めたもの

4 実施機関は、第1項及び第2項の請求に係る保有個人情報の記録に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該開示しない情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、開示請求をした者に対し、当該開示しない部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該開示しない部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第13条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を示すことだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正又は削除の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の記録について事実の記載の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の記録の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の記録の削除を請求することができる。

(1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。

(2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。

(3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(4) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第5号において同じ。）に記録されているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、特別利害関係人は、本人に代わって訂正又は削除の請求をすることができる。

（目的外利用等の中止の請求）

第15条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の目的外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。

(1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。

(2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。

(3) 第9条第2項又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき。

(4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別利害関係人は、本人に代わって目的外利用等の中止の請求をすることができる。

（開示、訂正等の請求方法）

第16条 自己に係る保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止（情報提供等記録にあつては、開示又は訂正に限る。以下「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人又は特別利害関係人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示、訂正等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容

(3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止を求める事項及びその理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示、訂正等請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示、訂正等をした者（以下「開示、訂正等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示、訂正等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示、訂正等の決定等）

第17条 実施機関は、開示、訂正等の請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示、訂正等をするか否かの決定（以下「開示、訂正等の決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該決定の期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、開示、訂正等請求者に、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長事由の困難さに応じて開示、訂正等の請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の具体的理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関が、開示、訂正等の請求があった日から起算して60日を経過してもなお、第1項の規定による決定を行わないときは、請求者は、開示、訂正等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該開示請求に係る情報が記録されている公文書中に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示、訂正等の実施）

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示、訂正等をする決定を行ったときは、速やかに、当該開示、訂正等を実施しなければならない。

2 開示を実施する場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム、テープ及び電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己に係る保有個人情報の記録を直接開示することにより、当該自己に係る保有個人情報の記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第12条第4項の規定により自己に係る保有個人情報の記録の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該自己に係る保有個人情報の記録された公文書の写しにより開示をすることができる。

（保有個人情報の提供先への通知）

第18条の2 実施機関は、保有個人情報の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））

に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第4章 審査請求

(審査会への諮問等)

第19条 開示、訂正等の決定等又は開示、訂正等の請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新見市個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、開示、訂正等の決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定、訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定及び目的外利用等の中止請求の全部を容認して目的外利用等を中止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示、訂正等の決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る目的外利用等の中止請求の全部を容認して目的外利用等を中止する場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条の2 前条第1項の規定により、諮問をした実施機関は次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示、訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第19条の3 市が設立した地方独立行政法人がした開示、訂正等の決定等又は市が設立した地方独立行政法人に対する開示、訂正等の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第19条の4 開示、訂正等の決定等又は開示、訂正等の請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(新見市個人情報保護不服審査会の設置等)

第20条 前条に規定する諮問に応じ、審査請求について審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見の陳述)

第20条の2 審査会は、審査請求人又は参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。)の申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関(以下「審査請求人等」という。)並びに処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる。

## 第5章 新見市個人情報保護制度運営審議会

(新見市個人情報保護制度運営審議会の設置等)

第21条 個人情報保護制度(以下この条において「制度」という。)の適正かつ円滑な運営を確保し、個人情報の管理、利用等を監視し、制度の民主的な運用を図るため、新見市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うほか、制度の改善その他運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査及び審議をし、その結果を答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。この場合、審査会の委員と兼ねることができる。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 補則

(受託者の責務)

第22条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その業務の処理に当たって、漏えいの防止その他保有個人情報の保護に関して実施機関

と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の処理を委託しようとするときは、当該受託者に対し、保有個人情報の保護を図るため、当該処理業務に係る保有個人情報の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(費用負担)

第23条 自己に係る個人情報の開示、訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。

2 自己に係る保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより写しの作成その他開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(目録の作成)

第24条 実施機関は、個人情報の登録業務に関する目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第25条 市長は、この条例の運用状況を毎年度公表しなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 保有個人情報の開示、訂正等（保有特定個人情報の開示を除く。）の手續が別に定められている場合には、その定めるところによるものとする。

2 図書館その他の施設において収集、整理又は保存がされている保有個人情報の記録で、一般の利用に供することを目的として管理されているものについては、この条例は適用しない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行のために必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第28条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は新見市からの受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 前条に規定する者が、その取扱事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市個人情報保護条例（平成14年新見市条例第32号）、大佐町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例（平成3年大佐町条例第1号）、神郷町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例（平成3年神郷町条例第4号）、哲多町個人情報保護条例（平成15年哲多町条例第3号）、又は哲西町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例（平成2年哲西町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月24日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の新見市個人情報保護条例（以下「旧保護条例」という。）に基づく公文書に記録されている個人情報であって自己を個人情報の本人とするものの開示の請求（以下「開示請求」という。）その他の手続のうち、市が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に記録されている個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してされた改正後の新見市個人情報保護条例（以下「新保護条例」という。）に基づく開示請求その他の手続とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧保護条例に基づく実施機関がした処分その他の行為で市が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に記録されている個人情報に係るものについては、新保護条例に基づく当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成27年9月29日条例第38号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の新見市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた新見市個人情報保護条例第17条に規定する開示、訂正等の決定等（以下「開示、訂正等の決定等」という。）又は同条例第16条に規定する開示、訂正等（以下「開示、訂正等」という。）の請求に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示、訂正等の決定等又は開示、訂正等の請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日条例第3号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。